

平成 28 年 11 月 28 日
独立行政法人国民生活センター

消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例等

全国の消費生活センターには、消費者と事業者との間で締結される商品やサービスの契約に関して多数の相談が寄せられており、消費生活相談の現場では各種の法令等を考え方の前提にして、その被害の救済に取り組んでいます。なかでも消費者契約法（以下、法）は、あらゆる消費者契約を対象として、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項によって被害を受けた消費者の事後救済を可能とするもので、消費者契約にかかわるトラブルを解決する有効な手段として活用されています。

国民生活センター（以下、当センター）では、法に関連する消費生活相談を整理し、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項について、代表例と傾向をまとめています^{（注1）}。また法の施行（2001年4月1日）後は、法に関連する主な裁判例等について収集し情報提供しています。

今回は、昨年11月公表以降に把握できたものを取りまとめました。

1. 法に関連する消費生活相談の概要

法に関連する消費生活相談として、事業者の「不当な勧誘（4条関連）」と「不当な契約条項（8～10条関連）」の代表的な例とその件数について、直近3年分を以下にまとめました〔表1〕。

（1）不当な勧誘（4条関連）

「販売方法」に関する相談のうち、代表的な販売手口等を挙げています。このうち、「(1)消費者を誤認させる勧誘」では、「虚偽説明」が34,969件（2015年度。以下同じ）、「説明不足」が52,588件、「サイドビジネス商法」が9,496件となっていますが、これらは主に事業者のセールストークに問題のあったものです。「説明不足」が増加しているのは、インターネット回線などの通信契約の勧誘での説明不足に関する相談が増加したためと思われます。また、「販売目的隠匿」が11,106件、「無料商法」が22,602件、「点検商法」が5,497件、「身分詐称」が19,852件となっていますが、これらは主に勧誘の入り口の段階で消費者を誤認させる手口です。「(2)消費者を困惑させる勧誘」では、「強引・強迫」行為に関する相談件数が多く、48,626件でした。「(3)その他不適切な勧誘」では、「二次被害」が11,362件、「次々販売」が6,219件、「判断能力に問題のある人の契約」が8,220件となっています。

^{（注1）} 法における不当行為については本資料12ページ参照。

〔表1〕法に関連する消費生活相談*の概要

年度		2013年度	2014年度	2015年度	備考	
相談総件数		940,242	960,490	928,889		
「販売方法」に関する相談件数		472,418 (50.2%)	498,047 (51.9%)	479,887 (51.7%)		
「契約・解約」に関する相談件数		663,926 (70.6%)	698,843 (72.8%)	673,681 (72.5%)		
不当な勧誘 (4条関連)	代表的な販売手口等	(1)消費者を誤認させる勧誘:消費者契約法の不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知となるような販売手口の問題を含む相談。				
		虚偽説明	41,487 (8.8%)	36,891 (7.4%)	34,969 (7.3%)	虚偽の説明により誤認した相談など。虚偽の説明があった場合でも、他に具体的な手口がわかっているものは含まれない。架空・不当請求の相談は除外。
		説明不足	41,065 (8.7%)	46,416 (9.3%)	52,588 (11.0%)	勧誘の際の説明不足が原因で誤認した相談など。クレーム処理の際の説明不足も含む。
		サイドビジネス商法	7,814 (1.7%)	9,160 (1.8%)	9,496 (2.0%)	「内職・副業(サイドビジネス)になる」「脱サラできる」などをセールストークにした手口により誤認した相談など。
		販売目的隠匿	12,780 (2.7%)	13,329 (2.7%)	11,106 (2.3%)	販売目的を隠した勧誘により誤認した相談など。アポイントメントセールスを含む。
		無料商法	29,567 (6.3%)	31,158 (6.3%)	22,602 (4.7%)	「無料サービス」「無料招待」「無料体験」など「無料」であることを強調した手口により誤認した相談など。
		点検商法	6,083 (1.3%)	5,713 (1.1%)	5,497 (1.1%)	「点検に来た」と来訪し、「水質に問題がある」「ふとんにダニがいる」など事実と異なることを言う手口により誤認した相談など。
		身分詐称	11,219 (2.4%)	20,985 (4.2%)	19,852 (4.1%)	販売員が公的機関や有名企業の職員や関係者であるかのように思わせる手口により誤認した相談など。
		(2)消費者を困惑させる勧誘:消費者契約法の不返去、退去妨害となるような販売手口の問題を含む相談。				
		強引・強迫	68,602 (14.5%)	55,225 (11.1%)	48,626 (10.1%)	強引・強迫行為により困惑した相談など。クレーム処理の際の行為等や電話による勧誘も含む。架空・不当請求の相談は除外。
		長時間勧誘	3,681 (0.8%)	3,545 (0.7%)	3,078 (0.6%)	長時間にわたる勧誘により困惑した相談など。電話による勧誘も含む。
		夜間勧誘	1,763 (0.4%)	2,126 (0.4%)	2,030 (0.4%)	夜間の勧誘により困惑した相談など。電話による勧誘も含む。
		(3)その他不適切な勧誘:ただちに現行の消費者契約法の対象とはならないが、不適切な勧誘として議論される販売方法の問題を含む相談。				
		二次被害	12,137 (2.6%)	12,372 (2.5%)	11,362 (2.4%)	一度被害にあった人を再び勧誘して、二次的な被害を与える手口。
次々販売	8,700 (1.8%)	7,708 (1.5%)	6,219 (1.3%)	一人の者に次々と契約をさせるような手口。勧誘を断れない消費者につけ込んで、不要とも思える商品を購入させる相談など。		
判断能力に問題のある人の契約	10,273 (2.2%)	9,039 (1.8%)	8,220 (1.7%)	何らかの理由によって十分な判断ができない者の契約であることが問題となっている相談。いわゆる適合性原則に関連した相談など。		
関連する相談の内容	解約料	30,688 (4.6%)	35,925 (5.1%)	38,995 (5.8%)	契約の解除に伴う不当な損害賠償額の請求を定めた条項についての相談を含む、解約料に関する相談全般。	
	遅延金	6,041 (0.9%)	6,031 (0.9%)	5,569 (0.8%)	金銭の支払いが遅延した場合の不当な損害賠償金を定めた条項についての相談を含む、債務の履行が遅れたことによる損害賠償金(遅延金、遅延損害金、遅延利息等)に関する相談全般。	
	保証金等	16,520 (2.5%)	15,704 (2.2%)	15,079 (2.2%)	不動産賃貸借で、原状回復費用を不当に消費者に負担させることを定めた条項についての相談を含む、債務者が契約時に予め債権者等に対して預ける金銭(手付金、敷金、礼金、内金など)に関する相談全般。	

* () 内の数値は、割合(%)。「販売方法」に関する相談、「契約・解約」に関する相談は相談総件数のうちの割合。「不当な勧誘(4条関連)」は、「販売方法」に関する相談のうちの割合。「不当な契約条項(8~10条関連)」は、「契約・解約」に関する相談のうちの割合。

* 不当な勧誘(4条関連)については、「販売方法」に関する相談のうち「代表的な販売手口等」を、不当な契約条項(8~10条関連)については「契約・解約」に関する相談のうち「(不当条項に)関連する相談の内容」を記載。

* 「販売方法」、「契約・解約」は複数回答項目。また、「代表的な販売手口等」と「関連する相談の内容」の各項目も、すべて複数回答項目。

* 不当な勧誘(4条関連)及び不当な契約条項(8~10条関連)の各項目は、消費者契約法の対象となる相談を含むものですが、すべてが同法の対象となる相談とは限りません。

* データは2016年9月末日までのPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)^(注2)登録分、2015年度は消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

(注2) PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。

(2) 不当な契約条項 (8~10 条関連)

「契約・解約」に関する相談のうち、不当条項に関連する相談の内容を挙げています。法 9 条 1 号に関連する「解約料」に関する相談は 38,995 件と増加していますが、これはインターネット回線やスマートフォンの通信契約の解約料が消費者の事前の予想以上に高かった、といった通信回線の相談の増加が原因と思われます。法 9 条 2 号に関連する「遅延金」に関する相談は 5,569 件、10 条に関連する「保証金等」の相談は 15,079 件となっています。

2. 法に関連する主な裁判例等

当センターが法の施行後 2016 年 9 月末日までに把握した、法に関連する主な裁判例は 379 件です。〔表 2〕に、2015 年 11 月 26 日に公表した「消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例等」以降に把握した 35 件の判決等を掲載しました。

35 件の内容を見ると、「不当な勧誘 (4 条)」関連の判決が 18 件、「不当な契約条項 (8~10 条)」関連の判決が 15 件、適格消費者団体が法に基づいて差止請求を行う「消費者団体訴訟」の判決が 2 件でした。

(1) 不当な勧誘 (4 条) 関連の判決〔表 2 (1)〕

表 2 (1) に挙げた 18 件のうち、3 件 (同表中 4、7、12) が、金融商品の取引に関連する契約の取り消し等を求めた事案ですが、いずれも法 4 条による取り消しは否定されていません。

また、消費者金融業者との間で締結した金銭消費貸借契約につき、いわゆる過払い金の返還請求を行った事案が 3 件 (同表中 10、11、13) ありましたが、消費者金融業者と消費者が締結した和解契約につき、法 4 条による取り消しはいずれも認められませんでした。

法 4 条による契約の取り消しが認められた事案は、在留外国人が、依頼した行政書士に在留資格を引き続き得られるかという重要事項に関する誤認をさせられた事例 (同表中 14) 等がありますが、近年は少ないといえます。

(2) 不当な契約条項 (8~10 条) 関連の判決〔表 2 (2)〕

表 2 (2) に挙げた 15 件のうち、6 件が不動産賃貸借に関する事案 (同表中 1、2、8、11、12、15) でした。いずれも、賃貸業者が原告として提起した訴訟で、借借人である消費者側が被告となり、消費者の主張は認められませんでした。

また、別荘地の管理契約について、訴訟が事業者側から複数件提起され (同表中 3、5)、管理委託契約を自由に解約できないのは法 10 条に反しているとの主張が消費者側からされましたが、いずれも認められていません。

(3) 消費者団体訴訟〔表 2 (3)〕

適格消費者団体が法に基づいて差止請求を行う「消費者団体訴訟」の判決が高裁で 2 件ありました。

消費者団体訴訟は、事業者の不当な勧誘行為、不当な契約条項等について、一定の要件の

下に、適格消費者団体が差止訴訟を提起することができるという制度です（法3章、特定商取引法5章の3、景品表示法30条、食品表示法11条）。

制度施行（2007年6月）^{（注3）}後2016年9月末日までに当センターが把握した法に基づく消費者団体訴訟の判決39件のうち、適格消費者団体の請求を認めたものは13件（うち2件は全部認容）です。

以下に、今回収集した消費者団体訴訟の概要を紹介します。

- ①冠婚葬祭互助会の解約時に手数料が差し引かれる条項について、法9条1号に定める平均的な損害を超えること、法10条に定める信義則に反して消費者の利益を一方的に害することを主張して、法9条1号に関する請求が地裁で一部認容された事例では、高裁審で原審の判断が全面的に改められ、原告の請求が棄却されました。

- ②健康食品の小売販売会社に対し、別団体との体裁で新聞折り込みチラシを配布することが景品表示法、法4条1項1号に該当するとして、差止請求等をして原審で差し止めを認めた事例の控訴審では、そもそも新聞折り込みチラシの配布は勧誘行為にあたらないとして、原審の判断を改め、差止請求を全面的に棄却しました。

3. 情報提供先

消費者庁消費者教育・地方協力課（法人番号5000012010024）

消費者庁消費者制度課（法人番号5000012010024）

内閣府消費者委員会事務局（法人番号2000012010019）

^{（注3）} 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）に基づく消費者団体訴訟の制度は2009年4月1日施行、特定商取引法（特定商取引に関する法律）に基づく消費者団体訴訟の制度は2009年12月1日施行、食品表示法に基づく消費者団体訴訟の制度は2015年4月1日施行です。

〔表2〕消費者契約法に関連する主な裁判例

(1) 不当な勧誘(4条) 関連

	判決	原告(控訴人、上诉人)の主張	判決の内容
1	東京地裁平成26年12月2日判決	建設会社の代表取締役だった原告は、平成23年5月20日に、後継者の長男Aが建設工事業を行うことを聞き、Aが被告(信用金庫)から事業用の融資を受けられるように、原告所有の土地(Aはこの土地に自宅を建てていた)に債務者を被告とする極度額6000万円の根抵当権を設定し、Aは被告から4700万円の融資(返済期限は平成24年5月20日)を受けた。 原告は根抵当権設定契約のうち、契約の根幹をなす信用金庫取引約定書を見たこともないとして契約の不成立、錯誤無効、詐欺、「根抵当権の被担保債権の内容(金額、金利など)や根抵当権の実行可能性」を故意に告げなかったことによる法4条2項による取消などによる根抵当権の抹消を請求した。	裁判所は、信用金庫取引約定書は、一般の金融機関で用いられる約定と大幅に異なっていない限り契約の根幹だとは言えないとし、契約は成立しているとは言えない、錯誤や詐欺による誤信はない、などとした。 法4条2項については、重要事項にあたる根抵当権の極度額や債権の範囲は契約書に記載されており、原告の主張する被担保債権の内容、金額等は重要事項には当たらないとしたうえで、重要事項に関連する事項について原告の利益となる旨を告げ、かつ不利益となる事実を故意に告げなかったともいえないとして、原告の請求を棄却した。
2	東京地裁平成26年12月24日判決	ゴルフ留学先を探していた原告が、留学サービス提供会社を紹介した被告①、留学サービスを提供する被告②に対して、約束通りの役務が提供されなかったとして、不法行為、債務不履行、不実告知等を主張して、留学費用の損害賠償請求、被告②の不当利得の返還などを求めた事例(留学は1年間以上の予定だったが、原告は2週間足らずで帰国している)。 原告は、練習設備や体のケアのための施設、専属の日本人インストラクターなどが説明通りに提供されなかったうえ、宿泊施設の環境が非常に劣悪だったなどとして法4条1項1号に該当すると主張した。	裁判所は、勧誘時の説明の中心だったパンフレットと実際に提供される役務内容を比較し、パンフレットの内容と原告の留学期間中の状況に法4条1項1号にあたる重要な部分での相違がなかったとして、原告の請求をいずれも認めず棄却した。
3	東京地裁平成27年1月7日判決	個別信用購入あっせん業者(本件ではオートローン)である原告が、飲食店勤務の被告1・2・3や被告2の連帯保証人の被告4らに対して、保証委託契約に基づき求償金の支払いを求めた事例。 被告1らは、飲食店の客Aから「カーシェアリングに協力すれば一銭の負担もかけない。自動車の利用料を毎月4万円ほど振り込む」などとだまされてオートローンを契約したとして、支払いの意思表示がなかったとして契約の不成立、引き渡し未了などを理由とした割賦販売法に基づく抗弁、錯誤無効、詐欺取消を主張した。 また、Aが自動車販売店の代理人だったか、またはクレジット契約の媒介を委託されていたとして、Aの「毎月利用料を振り込む」という勧誘はクレジット契約の取引条件に関する不実告知にあたるとして、法4条1項1号、法4条4項2号による取消も主張した。	裁判所は、契約書に明確に支払いの内容が書いてあること、口座振替の用紙を被告らが記入していたこと、審査途中で原告からの電話で、契約内容に間違いはないと回答している等から、契約は成立しているとした。また、虚偽の勤務先を記載するなどの不正行為に加担していたとして、割賦販売法上の抗弁、詐欺取消しも認めなかった。 法4条1項1号、4条4項2号については、Aが自動車販売店の代理人または委託をされた者といえる証拠がないとした。 以上、被告1らの主張を退け、原告の請求を認容した。
4	東京高裁平成27年1月26日判決	会社の取締役である原告が、被告Aに委託する毎月分配型投資信託を被告Bに勧誘されたことに関して、投資信託が収益を出し続けていると説明する一方で元本の払い戻しが投資信託の配当に含まれていることを説明しなかったことなどに関して法4条2項の不利益事実の不告知や、詐欺、錯誤、目論見書の虚偽記載や説明義務違反があったとして、不当利得返還または債務不履行や不当利得に基づく損害賠償を請求した事例の控訴審。 原審は、元本の払戻しは投資信託の購入前後の状態に不利益を生むものではないとして、法4条2項の不利益事実の不告知を認めなかったが、事業者の説明義務違反を認め、過失相殺を5割としたうえで原告の請求を一部認めたので、原告被告双方がそれぞれの敗訴部分を不服として争った。	裁判所は、法4条2項部分については原審の判断を維持するとしてうえで、事業者の説明義務違反を認めず、事業者の敗訴部分を取り消した。
5	東京地裁平成27年2月5日判決	日本画の制作・販売業者である被告から投資資産目的で複数の絵画を購入した原告が、被告から販売を委託されたAの提示価格通りの客観的市場価値(原告は、所有者が処分する際に業者が鑑定して買い取る価格であるべきだと主張し、被告はデパートの外商部の担当者の協議で決定する標準発表価格であるべきと主張した)があるとの説明を信じて購入したなどと主張して、主に商品の売上で市場価値に関する不実告知による売買契約の取消、Aによる絵画の市場価値が将来的に数倍上がるなどの断定的判断の提供を受けたことによる法4条1項2号による取消、その他説明義務違反や欺罔行為、信義則違反による不法行為を主張した事例。	裁判所は、客観的市場価値についてはデパート価格が相当であり、勧誘の際には原告に販売する価格の他に、デパート価格も紹介していたことが認められるとして、不実告知は認められないとした。断定的事実の提供については、Aの勧誘や発言が事実と認められるような証拠がないとした。その他、欺罔行為や説明義務違反も認めず、原告の請求を棄却した。

6	東京地裁平成27年3月19日判決	明け渡し訴訟で係争中の土地上の建物の転貸者である原告(事業者、建物は何度も転貸されており、原告は3人目)は、レストラン事業者に建物を賃貸した。その契約書には、特約として、原告が敗訴して賃貸権限を喪失した場合、その当日に賃貸契約が効力を失うこと、レストラン事業者が建物から退去しない場合賃料の倍の違約金を支払うことなどが定められていた。被告はレストラン事業者の連帯保証人だった。原告が明け渡し訴訟に敗訴したため賃貸契約は消滅し、その1年後に強制執行でレストラン事業者は退去した。レストラン事業者が違約金を払わなかったため、原告は連帯保証契約に基づいて違約金の支払いを請求した。被告は、さらに建物が転貸され、自らが建物を使えると誤信して契約を締結していたとして錯誤無効、詐欺取消、勧誘時に「敗訴することは90%以上ない」「敗訴しても借地権は認められる」「原告は転貸元に月180万円を支払っている」などと重要事項について法4条1項1号所定の不実告知があったことなどを主張した。	裁判所は、被告が誤認していたとは考えがたいなどとして、錯誤無効や詐欺取消を認めなかった。不実告知については、原告の勧誘時の訴訟に関する発言は将来の予測を述べるにすぎず、事実と異なるとは言えないとした。また、180万円の支払いに関する発言は、証拠がないとして判断しなかった。その他の被告の主張も認めることなく、原告の主張を認容した。
7	東京地裁平成27年3月25日判決	当時74歳の女性だった原告が、デリバティブ(金融派生商品)を組み込んだ債券を証券会社である被告を相手に、原本割れにより損失を被ったとして、主位的に適合性原則違反、説明義務違反による不法行為に基づく損害賠償を請求し、予備的に錯誤無効や、将来の変動が不確実な日経平均株価についての断定的な判断の提供、元本割れの具体的なリスクがあるという不利益事実の不告知があるとして、法4条1項2号、4条2項による取消等を求めた。	裁判所は、原告の年齢や経歴を考慮しても、商品内容について十分な説明がされるのであれば基本的な仕組みを理解できないものとは言えないとして適合性原則違反を認めなかったが、認定された事実関係の下では、債券の将来の予測が困難な事、元本を大きく割って4000万円を超える損失を被るリスクがあることを認識するためには被告の情報提供は不十分であり、法4条1項2号や法4条2項に定める断定的判断の提供や不利益事実の不告知とまでは言えないものの、説明義務に違反しているとして、原告の過失相殺を8割とした上で、被告に対して、原告に生じた損害の賠償を命じた。
8	東京地裁平成27年3月31日判決	老人ホームの新築工事を設計・建築会社である被告に委託した原告が、入居・運営を予定していた老人ホーム運営会社Aが設計内容の変更を要求した末に、結局入居しなかったことについて、主位的に老人ホーム運営会社の要求にこたえられる設計業務を遂行しなかったことがAの入居拒否の原因だったとして債務不履行、錯誤無効、業務報酬の内金を返還しないことを説明しなかったとして法4条2項による取消を主張した。	裁判所は、被告の側でAの追加要求、方針変更を予測できたとは言いがた、債務不履行とは言えないとした。また、被告には法4条2項の適用に必要な故意がなかったとして適用を否定し、その他の請求も含めた原告の請求を棄却した。
9	東京地裁平成27年5月27日判決	クレジットカード発行会社Aのクレジットカードの利用者である原告が、クレジットカード盗難保険契約を運営する被告に対して、外国でクレジットカードを盗まれ不正利用されたとして、保険金の支払いを求めた事例の控訴審。不正使用で原告が損害を被ったか否か、「クレジットカード会員の故意、重過失、法令違反(免責事項1)」「クレジットカードの会員規約違反(免責事項2、今回はクレジットカードの善管注意義務違反とされた)」による被告の免責が認められるかが争点となった。原告は、免責事項2については、クレジットカードの会員規約違反を免責事由とする規定は、その範囲が不明確であり、消費者に不利益な条項であるとして、法3条、4条により無効だと主張した。	裁判所は、原告の善管注意義務違反による重過失を認め、免責事由に当たり保険金の支払いを免れるとした。法3条、4条については、そもそも3条4条の規定は契約条項を直ちに無効とする効力をもつものではなく、本件ではクレジットカードの会員規約違反が明らかである以上、免責事由の範囲が不明確とはいえないとして、原告の主張を認めず、原告の請求を棄却した。
10	東京地裁平成27年6月8日判決	原告(消費者)が、被告(貸金業者)に対して、過払金が発生したと主張して、被告に対して不当利得返還請求をした事例。和解契約が有効かが争点となり、原告は債務額などについての説明義務違反、錯誤無効、利息制限法の制限利息超過による強行法規違反、貸金債務を誤認させたとする法4条2項、同4条1項1号による和解契約取消などを主張した。	裁判所は、和解は有効に成立しているとし、和解の確定効により過払金の請求は出来ないとし、錯誤無効や強行法規違反も認めなかった。法4条各項については、被告が原告に対して和解契約を勧誘した事実はなく、虚偽の事実を告知していたとは言えないとした。以上のように判断し、原告の請求を棄却した。
11	東京地裁平成27年7月10日判決	原告(消費者)が、被告(貸金業者)に対して、過払金が発生したと主張して、不当利得返還請求をした事例の控訴審。原審は原告の請求を全部棄却した。原告は、原審での法4条1項1号の判断不備、引き直し計算をすれば債務が減ると知っていれば和解契約を結ばなかったとする錯誤無効を新たに主張した。	裁判所は、和解は有効に成立しており、その上で、被告が原告に対して和解契約を勧誘した事実はなく、虚偽の事実を告知していたとは言えないとし、原告の請求を棄却した。
12	東京地裁平成27年7月17日判決	原告(証券会社の顧客)が、被告(証券会社)の従業員が原告に無断で、中国の会社の株式を購入したとして、原告に無断な取引は不成立であること、法4条1項2号(断定的判断の提供)や法4条2項(不利益事実の不告知)による取消、その他金融商品取引法、金融商品の販売等に関する法律等への違反による損害賠償を主張した。	裁判所は、勧誘にあたっての信義則上の説明義務違反が認められるとして、過失相殺を5割としつつ、被告に対して原告の損害についての賠償を命じた。なお、契約の不成立は認められず、株価についての断定的判断の提供はなく、「確実に利益が出る」「不利益事実が存在しない」との誤信はなかったとして、法4条各項の主張は認めなかった。

13	東京地裁平成27年9月10日判決	原告(消費者)が、被告(貸金業者)に対して、金銭消費貸借契約の和解段階で過払金が発生していたと主張して、被告に対して不当利得返還請求をした事例。 原告は、過払金の存在を知っていれば和解契約を結ばなかったとする錯誤無効、過払金の有無について虚偽の事実を告げられたとする法4条1項1号・和解契約を結ぶことで利息を払わなくてよくなると「利益となる事実」を告げられ、一方で和解契約を結ぶと過払金があるにもかかわらず借入金債務を負うという不利益事実を説明されなかったとする法4条2項による取消を主張した。	裁判所は、和解の確定効により、過払金の有無や過払金の請求権について錯誤があっても、既に確定した事項であり無効主張は出来ないこと、和解内容については十分な協議があり原告も内容を理解していたことが認められるとし、法4条各項には該当しないことを認定して、原告の主張を認めなかった。
14	東京地裁平成27年10月29日判決	原告(中華人民共和国籍)が、被告(行政書士)に対して、日本人の夫と離婚を考えておりその場合在留資格をどうしたらいいかを相談したところ、在留資格を家族滞在から定住者に変更すればいいと助言され、その通りに被告が代書した申請を行ったところ、不許可とされた事例。原告は、許可される可能性がないのに変更が可能と断定的判断を提供し、離婚後も在留資格を維持するという重要事項に関して、家族滞在から定住者への変更が在留審査要項などの基準に該当していないことを告げないなどした被告の行為があったため「法4条」による書類作成の取消、いかなる理由でも代金を返還しない旨の契約規程の「法10条」による無効、他に慰謝料を請求した。	裁判所は、被告には「原告が在留資格を満たすのはほぼ不可能である」ことを説明しないどころか、在留資格を得られると断定的な説明を行い、在留資格を得るという重要事項に関して誤認させたとして、法4条1項1号、同2号により取消がされたとした。また、代金を返還しない規定については、法10条により無効であるとした。その他、不法行為として10万円の請求を認めた。
15	東京地裁平成28年1月29日判決	原告(消防機器のリース会社)が、被告(個人事業主、高齢者)に対し、期限切れ寸前の消火器のリース契約を結び、代金を請求した事例。 原告はリース締結目的を隠して、以前から取引がある事業者を装い、消火器を交換しに来たなどと訪問販売で勧誘したとして、被告は特定商取引法上のクーリングオフ、「法4条1項」及び2項の取消を主張した。	裁判所は、原告の説明に虚偽の内容があったことなどを認定し、不実の事実を告知したこと、クーリングオフをした被告に料金を請求し応じなければ不利益が出るなどと告げたことなど、事業者ぐるみの一連の行為が社会的相当性を逸脱し、不法行為を構成するとし、原告の請求に理由がないとした。
16	東京地裁平成28年2月25日判決	原告(消費者)が、被告(有料老人ホームの運営会社)に対して、老人ホームが追徴課税を受ける見込みであること、債務超過にあること、原告がすぐに入居できなかったこと等について、法4条1項1号および法4条2項による取消、入居一時金の返還の保証期間が、5年と定められていることについて(想定された入居期間は15年)、法9条1項1号、法10条による無効を主張した事例。	裁判所は、法4条1項1号、法4条2項については故意に不利益事実の不告知や不実告知をしたとは言えないとし、主張を採用できないとした。入居一時金の返還については、契約の時の国の指導指針に沿っていたことなどから、法9条1項1号や法10条に該当するとは言えないとした。
17	東京地裁平成28年3月1日判決	インターネット上のウェブサイトを通じて被告1と知り合い、被告2(被告1の勤務先)に紹介された被告4(売主)から投資用マンションを購入した原告が、被告1の勧誘行為は自身との交際をほめめす詐欺的なデート商法であり、また、断定的判断の提供、不実告知または不利益事実の不告知を伴うものであるから、公序良俗に反しまたは不法行為にあたる主張して、被告1に対しては不法行為に基づき、被告2に対しては不法行為または使用者責任に基づき、被告3(被告2の代表取締役)に対しては役員等の任務懈怠責任に基づき、被告4に対しては被告2と共謀するなどしてデート商法による投資用マンション販売を継続したとして民法709条、715条、719条に基づき、被告5(被告4の代表取締役)に対しては、役員等の任務懈怠責任に基づき、連帯して、マンション購入代金相当額等の支払いを求めるとともに、被告4に対して不当利得返還請求権に基づき、マンション購入代金相当額等の支払いを求めた事例。	裁判所は、被告1の勧誘行為について、将来の収支という原告の契約締結に係る意思決定に重要な影響を及ぼすと考えられる事項について誤った見込みを提供し、必ずしも購入代金額に見合った投資価値を有するとは言いえない不動産の購入を勧誘したものであるところ、原告は、被告1に対する一定の信頼感をもとに売買契約を締結したのであって、物件の投資価値を理解して積極的に購入したとは認められず、むしろ、被告1の提供した収支予測上の誤謬に気づくことなく、収支予測の目安となりうる誤信して売買契約を締結したと推認され、被告1による勧誘行為は不法行為であり原告に対し損害賠償責任を負うとした。また、被告1の勧誘行為は、被告2の営業の一環として行われたと推認できるから、被告2は原告に対し使用者責任に基づく損害賠償責任を負うとした。しかし、被告1の提供した収支予測自体は、不動産取引の勧誘者において想定したものであって確定的な事実を記載したのではなく、原告において確定的な事実と認識するおそれはないとして、法4条1項1号、法4条1項2号、法4条2項のいずれにも該当せず取消しは認められないとした。また、被告3～被告5に対する請求は否定した。
18	横浜地裁平成28年3月31日判決	原告が、被告1に対し、原告が開校する柔道教室の強化クラスにおいて被告1の子Aが柔道の指導を受ける契約に基づく指導料95万円及び遅延損害金の支払いを求めるとともに、被告2(被告1の妻)に対し、本件契約は日常の家事に関する法律行為に当たるとして指導料及び遅延損害金の支払いを求めた事例。被告は、指導料を支払う旨の契約は成立していない、また、原告代表者から指導料を取らないとの説明を受けて契約したのであり不実告知にあたる。原告が月額3万円のクラスがあることを説明していないことが不利益事実の不告知にあたるなどと主張したほか、指導料について定めた条項(指導料条項)は違約金にあたり消費者にとって一方的に不利益なものであるから法9条、10条により無効であると主張した。	裁判所は、指導料条項によれば強化クラス受講生は月額5万円の指導料の支払義務を負うこと、指導料は後払いであり、中学3年生まで柔道教室に在籍した場合にはその支払義務が免除されることが明らかで、原告代表者が被告1との間において指導料を請求することはないと述べたとは認められないから、指導料を支払う旨の契約は成立しているとした。法4条1項、2項については、いずれも主張の前提を欠くとして認めなかった。また、指導料支払債務は、原告のAに対する各月の指導の対価として発生するものであって、原告が受講生に対し指導料の支払請求権を行使するに際し、条件が付されているものに過ぎないから、契約の解除に伴って発生するものということとはできず、指導料の額についても不当な金額ということとはできないとして、指導料条項は契約の解除に伴い発生する違約金を定める条項ではなく法9条に反するとは認められないとした。そして、強化クラス受講生が中途退会する場合には、原告に対し、指導料条項に従い指導料を支払わなければならないにすぎず、指導料支払債務の履行に関連して、受講生による解除権の行使に制約が加えられていることはうかがわれないから、法10条に反するとは言えないとした。被告1による錯誤、公序良俗違反、権利濫用の主張はいずれも認めなかった。

(2) 不当な契約条項 (8~10条) 関連

	判決	原告(控訴人、上诉人)の主張	判決の内容
1	東京地裁平成26年12月5日判決	賃貸住宅の大家である原告は、賃料を滞納していた賃借人である被告に対して、賃料の支払を求め、支払われなければ契約を解除すると通知したが被告が支払わなかったため、建物の明け渡しと共に、賃貸借契約に基づく賃料の支払と年14.6%の遅延損害金や契約解除後も賃借人が住宅を使用した損害金(賃料の倍額)を請求した事例。 被告は、遅延損害金と賃料の倍額の使用損害金を定めた契約の約定は借地借家法、民法90条、消費者契約法10条などに反しているとして争った。	裁判所は、約定が法令に違反して無効だと基礎づける事情は見当たらないとして被告の主張を退け、原告の請求をすべて認容した。
2	東京地裁平成26年12月17日判決	賃貸住宅の賃借人である原告が、大家である被告に対して、退去にあたって敷金と過払い賃料の支払いを求める事例の控訴審である。本件では、8万円のハウスクリーニング費用を定めた特約の有効性が争われた。 原告は、ハウスクリーニング費用を定めた特約について、本来は賃借人である被告が支払うべきものである上に相場を上回っているとして、民法90条および消費者契約法10条に反して無効だと主張した。	裁判所は、ハウスクリーニング費用を賃借人に追わせることは契約自由の原則から認められており、その費用も本件での建物の補修費用として想定される金額やハウスクリーニングの相場に比べて著しく高額とは言えないことから、公序良俗や信義則に反して消費者の利益を一方的に害しているとは言えないとして、原告の主張を採用しなかった。
3	東京地裁平成26年12月18日判決	別荘地を管理する事業者である原告が、管理委託契約に基づいて、管理費の値上げにあたって料金を滞納した被告らに対して滞納管理費と遅延損害金の支払いを求めた事例。被告らは、管理委託契約は準委任契約に当たり契約を解除したこと、値上げは管理委託契約にもとつき無効であることなどを主張した。それに対する原告の「契約は合意によって解除される」との主張に対して、被告らは「自由に契約解除が出来ないのならば、別荘地の公共施設利用が管理委託によって制限されているうえに、税金と管理費の二重の負担を永久に負わされていることになり、このような状況は法10条またはその趣旨に反している」と主張した。	裁判所は、管理費の値上げはやむを得ないものであり、被告らは管理費を原告の提供する管理サービスへの対価として当然支払うべきものとした。また、管理委託契約の性質を考えれば当事者片方からの一方的な解約解除は出来ないという合意がされているものとし、契約解除を制限することについては合理的な理由があり、消費者契約法10条にも抵触しないとした。
4	東京地裁平成27年1月16日判決	携帯電話の利用者である原告が、被告(携帯電話会社)による「窓口支払いの場合に払込取扱票発行手数料を請求する」という内容を新しく含んだ約款の変更について、法10条、民法90条等による変更後の約款の無効を主張して、不当利得による既払い手数料と、今後の支払義務の不存在を確認した事例。 約款には、内容変更の可能性があることが記載されていた。	裁判所は、近年窓口支払いのニーズが縮小していること等を考慮すると、窓口支払いの手数料を利用者の負担に変更することに必要性があり、手数料が高額とは言えずクレジットカード支払いなどの代替手段もあることから、約款の変更内容も相当だとして、公序良俗違反とは言えないとした。 また、手数料を消費者に負担させることが弁済費用について定める民法485条に比して消費者の義務を加重するとは言えないとして、法10条に違反するとは言えないとした。(民法90条による無効も同様に否定) 以上、原告の請求をいずれも棄却した。
5	東京地裁平成27年1月21日判決	別荘地を管理する事業者である原告が、管理委託契約に基づいて、管理費の値上げにあたって料金を滞納した被告らに対して滞納管理費と遅延損害金の支払いを求めた事例。被告らは、管理委託契約は準委任契約に当たり契約を解除したこと、値上げは管理委託契約にもとつき無効であることなどを主張した。それに対する原告の「契約は合意によって解除される」との主張に対して、被告らは「自由に契約解除が出来ないのならば、別荘地の公共施設利用が管理委託によって制限されているうえに、税金と管理費の二重の負担を負わされていることになり、このような状況は法10条またはその趣旨に反している」と主張した。(H26.12.18東京地裁判決と同内容)	裁判所は、管理費の値上げはやむを得ないものであり、被告らは管理費を原告の提供する管理サービスへの対価として当然支払うべきものとした。また、管理委託契約の性質を考えれば当事者片方からの一方的な解約解除は出来ないことも不合理とは言えないとし、消費者契約法10条にも抵触しないとした。

6	東京地裁平成27年2月13日判決	<p>被告(消費者)の住宅にLPガス設備を設置し(設備本体は無料貸与だった)、ガスを供給していた原告(事業者)が、被告からLPガスの利用を停止する旨の連絡を受けたため、LPガスの供給契約内の約定の「被告が…LPガスの使用を停止したとき、通知催告その他手続きを要せずに契約を解除でき…上記の自由で契約が解除された時、被告は何らの異議なく次の計算式で算定された代金額で買い取らなければならない(代金は年数がたつ毎に減額される)」という条項に基づいて買取を求めた。被告が応じなかったため、原告は買取を求めて提訴した。</p> <p>被告は、LPガス設備は住宅設備と不可分であるため所有権が既に被告にあること、錯誤無効、被告の承諾のないところでハウスメーカーと原告の間でガス設備の設置が注文されているので工事代金はハウスメーカーが負うべきであり本件契約の解除では原告に損害は生じないため平均的損害はなく、本件契約は法9条1号により無効であることなどを主張した。</p>	<p>裁判所は、ガス設備について、ガスメーターから出た配管部分については住宅設備と不可分と認め被告に所有権があり、給湯設備については容易に取り外しができ被告に所有権は移っていないとして、前者については被告の主張を認め、後者については被告の主張を認めなかった。</p> <p>法9条1号については、被告の主張の前提が「ガス設備の設置について被告の承諾がなかった」ことであったが、被告は承諾していたと認められる上に、解約時の計算式についても合理性があるとして平均的損害を越えているとは言えないとして、被告の主張を認めなかった。</p> <p>以上のように原告(事業者)の請求を一部認容した。</p>
7	東京地裁平成27年3月26日判決	<p>原告(消費者)は、平成21年12月14日、被告(保険会社)との間で、生命保険契約(本件保険契約)を結び、月払い・口座振替で保険料を支払っていた。約款には、保険料は払込期月の間に振り込むこと、払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間内にも保険料の払込みがない場合保険契約は失効すると(本件失効条項)定められていた。しかし、平成25年8月分の保険料は、原告の口座の残高不足で払い込まれなかった。同年9月の振替日に2か月分の保険料の振替を行うこととしたが、原告の口座残高が2か月分の保険料に届かず、払い込まれなかった。被告は、同年8月分の保険料の猶予期間が満了した同年9月末日の経過をもって、本件失効条項により本件保険契約が失効したものと取り扱った。原告は、契約が失効した場合3年以内に限り、契約の復活を請求できる約款の規定に基づき、契約の復活を請求したが、被告は、原告の健康状態を理由に、復活を不承諾とした。</p> <p>原告は、(1)本件失効条項は、法10条、公序良俗または信義則に違反して無効であり、(2)被告が本件保険契約を失効したもとして取り扱ったことは権利濫用に当たり、(3)被告による復活不承諾は、信義則違反または権利濫用に当たるとして、本件保険契約が存在することの確認を求めて本件訴訟を提起した。</p>	<p>裁判所は、(1)本件失効条項は、履行の催告と解除の意思表示(民法541条)なしに保険契約が失効する点で、消費者である保険契約者の権利を制限するものであることを認定しつつも、①払込期月内に払い込むべき保険料が滞滞しても直ちに保険契約が失効するものではなく、民法541条により求められる催告期間よりも長い1か月の猶予期間が経過して初めて失効することとされていること、②被告は、不履行があった場合に、契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う態勢を整え、そのような実務上の運用が確実にされていたことを理由として、本件失効条項は、信義則に反して消費者の利益を一方向的に害するものに当たらず、消費者契約法10条、公序良俗または信義則に違反しない、(2)本件失効条項が有効であり、かつ、原告に対し、併徴通知はがきによる督促が行われている以上、被告が、本件保険契約が失効したもとして取り扱ったことは権利濫用に当たらない、(3)保険会社が復活を承諾するか否かは、その裁量に委ねられており、本件において、被告による復活不承諾が裁量を逸脱し、信義則違反又は権利濫用に当たるとは解されないといそれぞれ判断し、原告の請求を棄却した。</p>
8	東京地裁平成27年7月17日判決	<p>原告(賃貸住宅管理会社)が、被告(消費者)に対して、被告の賃料等の不払いにより賃貸借契約を解除したとして、貸室の明け渡し、賃料相当損害金、未払の賃料の支払いなどを求めた事例。</p> <p>被告は、退去時の基本清掃料や更新手数料などの重要事項が何ら告げられず説明義務が果たされなかったとして、「法4条と10条」事由があること、部屋の内容が説明よりも汚れていたことによる詐欺・錯誤などを主張した。</p>	<p>裁判所は、原告の主張を全般的に認容した。</p> <p>被告の法4条による主張について、裁判所は、1項所定の不実告知の事実がなかったとして、2項の不利益事実の不告知についての判断をしたが、被告が利益事実を告知されなかった旨の供述をしたことから、法4条2項による取消を認めなかった。</p> <p>法10条による主張については、個々の特約を無効とする事情を見いだせないとした。</p>
9	東京地裁平成27年9月15日判決	<p>原告ら(消費者)が、訴外会社(外国為替証拠金取引等第一種金融商品取引業会社)から外国為替証拠金取引分野を承継した被告(金融業者)に対して、過去の取引で利益を得られたはずが、訴外会社の反対取引によって利益を失ったことについて、訴外会社の説明義務違反等による損害賠償責任、又は訴外会社が合理的に必要と判断すると原告らの取引約定をキャンセルできる条項や、訴外会社に責任がある障害があっても原告らの得べかりし利益について一切訴外会社は責任を負わないとする条項についての法8条1項1号・3号、10条による無効を主張し、失われた利益分の支払いを求めた事例。</p>	<p>裁判所は、原告が利益を得た為替レートは、配信した海外銀行の誤配信によるものであり実際の為替レートと乖離しており、約定をキャンセルできる条項が有効であれば、訴外会社の反対取引は約款上問題ないとした。</p> <p>その上で、キャンセル条項は、実際とかい離したレートでの取引によって生じる他の顧客の損失回復にもつながることから、一方向的に顧客の不利益になるとはいえず法10条違反とまでは言えず有効であり、取引が有効である以上法8条各項についての判断は不要として、原告の主張を退けた。</p>
10	東京地裁平成27年9月28日判決	<p>原告(不動産賃貸業者)が、賃借人が刃物で自殺したことに関して、賃借人の夫の父親である被告に、連帯保証契約に基づいて、原状回復費用、賃料減額などによる損害賠償請求をした事例。なお、賃借人は夫との離婚後に、原告から賃借していた部屋を退去したが、その後その部屋で自殺した。</p> <p>被告は、原告の主張する「賃借人が自殺したことは善管注意義務違反」とまでは言えないこと、連帯保証人である被告が一切の債務を保証する責任を負うという内容は、法10条との整合性を踏まえると、本件のような賃借人の自殺で生じる損害までは含まれないと主張した。</p>	<p>裁判所は、連帯保証の責任については、賃借人の自殺について善管注意義務違反を認め、善管注意義務違反についても連帯保証人が責任を負うとし、法10条に直ちに違反するとは言えないとした。</p>

11	東京地裁平成27年10月2日判決	原告(不動産の賃貸人)が、被告(賃借人)に対して、賃料不払いなどを理由に契約を解除した上で、建物の明け渡しと未払い賃料、明け渡しまでの賃料の2倍の損害金の支払いを求めた事例。被告は、明け渡しまでの損害金を定めた条項の一部が法9条1号に違反し、無効だと主張した。	裁判所は、原告の主張を全面的に認容し、契約解除を認めた。その上で、損害金の条項は単に解除に伴う損害賠償の額を予定し、違約金を定める条項とは言えないとした。その上で、損害金を賃料の2倍とする条項は平均的損害を越えると認められるとは言えないとした。
12	東京地裁平成27年11月4日判決	被告1(消費者)に対しマンションの居室及び駐車場を賃貸していた原告(不動産の賃貸人)が、被告1及び被告2(連帯保証人)に対し、賃貸借契約あるいは連帯保証契約に基づき、未払賃料等及び未払原状回復費用等の支払を求めた事例につき、原審が原告の請求を一部認容したところ、被告は、2か月の予告期間と2か月分の賃料相当額の支払いを求める解約予告条項が法9条1項、法10条、信義則により無効であること、原状回復費用の額を争って控訴した。	本件解約予告条項所定の賃料等2か月分という金額が、中途解約により被控訴人に生ずべき平均的な損害の額を超えるものと認められないことから、法9条1項により無効であるということとはできない。また、本件解約予告条項は期間の定めのある建物賃貸借契約について期間内の解約権が留保されている場合の解約予告期間を3か月とする民法の規定等との比較において、消費者である賃借人の権利を制限し又は義務を加重するものとは認められないことから、法10条により無効ということとはできない。したがって、本件解約予告条項は有効であり、被控訴人がその適用を前提とした賃料等を請求することが信義則に反するともいえないとした。
13	東京地裁平成27年11月25日判決	原告(消費者)が被告(国)から購入した土地(物納された土地)に、そのままでは建築基準法上建物を建築した場合建築確認が得られないという瑕疵(以前の持ち主のままであれば解消される予定だった)があったとして、瑕疵担保責任による損害賠償請求をした事例。国は、瑕疵担保責任を2年と限定する特約があると主張し、原告は特約が法10条に反していると再抗弁した。	裁判所は、瑕疵担保責任の権利行使期間を限定することは直ちに信義則違反には当たらず、被告の担当者には、瑕疵が将来的に解消されると考えても無理からぬものがあり、瑕疵を認識し得たとは認められないとして、瑕疵担保責任を認めず、原告の主張を退けた。
14	東京地裁平成27年12月25日判決	原告(消費者)は、被告(貸金業者)との間で、平成12年7月頃、借入限度額の範囲内で継続的に被告から金銭を借り入れ、いわゆるリボルビング方式で返済する金銭消費貸借基本契約(本件基本契約)を締結した。原告は、平成17年10月頃まで、被告との間で金銭の借入と返済を繰り返した(本件取引1)。原告と被告は、平成18年3月頃、「支払いに関する和解書A」という書面(本件合意書)を作成し、「原告は、本件基本契約による約46万円の支払義務を認める」、「原告は、和解金約46万円の支払義務を認め、平成20年9月まで毎月分割して支払う」ことを主な内容とする合意をした(本件合意)。本件合意に基づき、原告は約1年間、弁済を繰り返した(本件取引2)。原告は、①被告が民法704条所定の悪意の受益者に該当する、②本件合意の借入金残債務及び過払金請求権の存否やその額についての錯誤無効、原告に比べ法的知識で優位に立つ被告が、本件合意当時、過払金の発生を認識していたが、原告の不知を利用して借入金債務が残っているとし、残元金を減額せず分割弁済額を定める本件合意をしたことは消費者と事業者の構造的格差により消費者に生じる不利益を是正しようとする消費者契約法の立法目的に反し、法10条・公序良俗違反により無効だと主張し、過払金の支払いを請求したが、原審が原告の請求を棄却したため、原告が控訴した。	裁判所は、まず①について、被告は民法704条の悪意の受益者であると認定した。また、②について、借入金残債務及び過払金請求権の存否並びにその額は、本件合意において、和解の対象事項とされているのであり、本件合意の単なる前提事項ではない以上、その内容に錯誤があるとして無効を主張することは、和解の確定効(民法696条)に抵触するとして、(a)原告は、本件合意をするに当たり、被告に対し、本件取引1に係る履歴の開示を求めることや、法律の専門家に対し、借入金残額の返済に関する相談をすることができる状況にあったものの、これらを行うことなく本件合意をしたものであること、(b)被告は、本件取引1により過払金が発生する可能性を認識していたが、被告が本件取引1の履歴を自ら積極的に開示すべき義務を負うと認められることはできず、和解の交渉において、自ら過払金の発生について説明し、過払金の存在を前提とした計算に基づいて提案をしなければならない義務を負うと認められること等々の事情に基づいて、被告は、原告の不知を利用して本件合意に及んだとまでは認められず、原告と被告との間に情報等に係る格差が認められるとしても、本件合意が消費者契約法10条、公序良俗(民法90条)に違反する無効なものであるということとはできないとして、原告の主張を退け、原審判決を相当として、控訴を棄却した。
15	東京地裁平成28年1月19日判決	原告(不動産の賃貸人)が、被告(賃借人)に対して、賃料不払いを理由に土地建物の契約を解除した上で、建物の明け渡しと未払い賃料、明け渡しまでの賃料の1.5倍の損害金の支払いを求めた事例。被告は、明け渡しまでの損害金を定めた条項の一部が法9条1号に違反し、無効だと主張した。	建物の明け渡しについては争いはなく、裁判所は契約解除を認めた。その上で、損害金を賃料の1.5倍とする条項は平均的損害を越えると認められるとは言えないとした。

(3) 消費者団体訴訟に係る判決等

	判決	原告(控訴人、上诉人)の主張	判決の内容
1	福岡高裁平成27年11月5日判決	<p>法13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告が、冠婚葬祭の互助会を運営する株式会社である被告に対し、被告が消費者との間で締結している冠婚葬祭互助会契約において、契約の解約時に払戻金から所定の手数料が差し引かれるとの条項を使用していることに関して、同条項は、法9条1号に定める「平均的な損害」の額を超える違約金を定めるものに当たり、また、法10条に定める信義則に反して消費者の利益を一方向的に害するものにも当たると主張して、法12条3項本文に基づき、解約金を差し引くことを内容とする意思表示の差止め等を求めた。原審は、消費者が被告に対し冠婚葬祭互助会の施行を請求する前の解除の場合に、425円に当該消費者の入会期間1年につき408円を加えた額を超える解約手数料を差し引いて当該消費者に対し返金する旨を内容とする限度での意思表示をすることの差止めについて認容した。</p> <p>この判決に対して、原告被告双方が控訴した。</p>	<p>解約金条項は「平均的な損害の額」を越えているとは認められず、互助会契約のうち訪問販売にあたる部分についても、特定商取引法10条1項4号の「契約の締結及び履行のために通常要する費用」を超えているとは言えないとして、原審(平成26年11月19日福岡地裁判決)の判断を改め、原告の請求を全面的に棄却した。</p>
2	大阪高裁平成28年2月25日判決	<p>原告(消費者団体)が、被告(健康食品の小売販売会社)に対し、別団体との体裁で新聞折り込みチラシを配布することが景品表示法、法4条1項1号に該当するとして、差止請求等をした事例。原審はチラシが勧誘にあたるとした上で、景品表示法に該当するとして原告の請求をいずれも認め、被告が控訴した。</p>	<p>裁判所は、チラシの配布はそもそも勧誘行為とは言えないとし、法12条1項及び2項による差止請求の規制対象ではないとして、原告の請求を全面的に棄却した。</p>

＜消費者契約法における不当行為の例＞

不当行為の種類		具体的に想定される 不当勧誘行為・不当契約条項の例	
不当な勧誘行為	誤認類型	(1) 不実告知 (4条1項1号)	「この機械を取り付ければ電話代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売
		(2) 断定的判断の提供 (4条1項2号)	元本保証のない金融商品を「確実に値上りする」と説明して販売
		(3) 不利益事実の不告知 (4条2項)	眺望・日照を阻害する隣接マンション建設計画を知らず、「眺望・日照良好」と説明し、当該マンション建設計画の事実を説明しないで販売
	困惑類型	(4) 不退去 (4条3項1号)	消費者の自宅等において、消費者が帰ってほしい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘
		(5) 退去妨害 (4条3項2号)	事業者の販売店等で、消費者が帰りたい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘
不当契約条項の使用	(1) 事業者の損害賠償責任を免除する条項 (8条)	いかなる理由があっても事業者は一切損害賠償責任を負わないものとする条項	
	(2) 消費者が支払う違約金等を予定する条項等 (9条)	消費者が解約した場合、支払済みの代金を一切返金しないとする条項	
	(3) 消費者の利益を一方的に害する条項 (10条)	賃貸借契約において、借主に過重な原状回復義務を課す条項	

※ 本資料は「消費生活相談の事例から見た消費者契約法の問題点と課題（中間整理）」（国民生活センター平成19年3月22日公表）より抜粋

＜参考URL＞

消費者の窓

（内閣府旧国民生活局で行っていた消費者政策の関係法令「消費者契約法」のページ）

<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/keiyaku/index.html>